

高教組と県教委との協議で、それぞれの学校ごとに交渉参加のための移動時間について合意しています。

9. 公務災害と通勤災害

(1) 公務災害・通勤災害の定義

公務災害・通勤災害とは、公務上または通勤途上における負傷・疾病・障害・死亡のことを意味しています。

労基法において、使用者に故意又は過失がなくとも、使用者が労働者を占有する状態のもとでは、労働中に発生した災害に対しては、使用者が救済しなければならないと定め、さらに労働者の過失の有無によらず、救済するとも定められています。

公務上の災害と認められる具体的な内容は、地方公務員災害補償基金が「公務上の災害の認定基準について」で、次の通り取扱いの基準を示しています。

区 分		内 容	対 象 事 例
負 傷	職 務 遂 行 中	通常又は臨時の職務遂行中の場合	授業、クラブ活動、研修、健康診断
	職務遂行に通常 伴う合理的行為中	業務待機中の行為、生理的必要行為、善意行為など職務遂行に伴う合理的行為を行っている場合	社会教育、社会体育等の準公務、食事、トイレ
	職務遂行に必要な準備行為又は 後始末行為中	勤務時間の始めや終わりにおいて、点検、整備、整理などの準備行為又は後始末行為を行っている場合	実験器具の後片付け、体育用具の出入れ
	救 助 行 為 中	勤務時間において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合	プールや研修地での救助活動
	防 護 行 為 中	非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為を行っている場合	台風に備えて寄宿舎に鍵をかけて回る際の負傷
	出張又は赴任の 期 間 中	出張用務又は合理的な経路及び方法による旅行等出張用務に付随する行為を行っている場合	私的行為を除く
	特別な事情の もとの通勤途上	深夜や早朝あるいは休日の出勤の途上等特別な事情のもとにおける出勤又は退勤途上の場合（通常の出退勤の場合は通勤災害となります）	家庭訪問、生徒指導

区 分		内 容	対 象 事 例
負 傷	レクリエーション 参 加 中	地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施する等任命権者の支配管理下において行われたレクリエーションに参加中の場合	校内ソフトボール大会 高教組体育大会 (県教委へ届け出ている行事)
	設 備 の 欠 陥 等	勤務場所やその附属施設において、設備の不完全又は管理上の不注意によって発生した場合	階段の手すりがないなど
	職 務 遂 行 に 伴 う 怨 恨	職務遂行に伴う怨恨による場合	生徒からの暴行
疾 病	負傷による疾病	公務上の負傷が原因と認められる疾病	公務中の頭部打撲が原因の脳溢血
	職 業 病	認定基準に定められた職業病で、特に反証のない場合	腰痛等の認定にとりくんでいる
	そ の 他	公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病	予防接種により発生した疾病等
障 害 又 は 死 亡		公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡	

通勤災害とは、通勤途上において発生した災害で、具体的内容としては、次のような事例が考えられます。登録した通勤経路以外の場所であっても、合理的理由があれば認定されます。

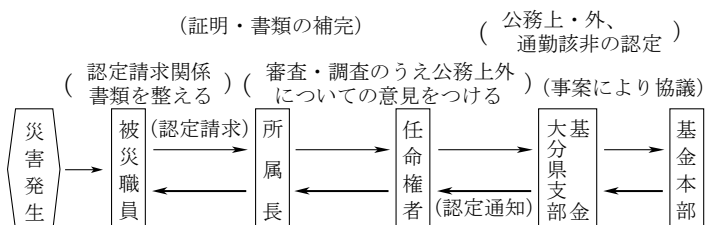
事 項		通勤災害となる主な事例	通勤災害とならない主な事例
勤 務 の た め	勤務に就くため 又は勤務を終了 して帰宅するた めの往復	・通常の通勤途上の場合 ・勤務又は通勤に関係あるものを忘れ、これをとりに戻る場合 ・交通途絶、スト等の交通事情により許可を受けて引き返す場合 ・遅刻して出勤し、又は早退する場合	・通勤途上で自己都合により引き返す場合 ・勤務終了後相当時間にわたり、囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合

事 項		通勤災害となる主な事例	通勤災害とならない主な事例
住居	居住し日常生活の本拠としている家屋のほか、勤務の都合、その他特別の事情により特に設けられた宿泊場所	・家族と共に生活している家等通常勤務のための出勤の始点 ・通常の勤務のため、又は長時間の残業、早出出勤等にそなえて設けた宿泊場所	・地方出身者の一時的帰省先 ・家族ともに郷里の実家に行き、そこから出勤する場合のその家
勤務場所	勤務する場所として明示又は黙示の指定を受けた場所	・通常の勤務提供の場所	・同僚との懇親会、送別の会場
合理的な経路	住居と勤務場所との間の往復に、一般の通常用いられる経路及び方法	・定期券又は通勤届による経路及び通常これと代替することが考えられる経路 ・交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ・共稼ぎで子供を託児所に連れていく経路	・鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路 ・交通事情によらず著しく遠回りとなる経路
合理的な方法		・電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ・自家用自動車、自転車等を使用する場合 ・徒歩による場合	

事 項		逸脱又は中断に該当するが、経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例
逸脱	通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること	・米、酒類等の飲食物品、下着等の衣料品、家庭用燃料品等の日用品を購入する場合 ・独身職員が通勤途中で食事をする場合 ・理髪店、美容院に行く場合 ・テレビ等の修理を依頼に行く場合	・宝石等の奢侈品、テレビ等の耐久消費財、ゴルフ等のスポーツ用品を購入する場合 ・娯楽等のため、麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合 ・趣味又は娯楽のための教育、訓練を受ける場合 ・同僚の送別会、冠婚葬祭に行く場合
中断	合理的な経路上において通勤目的から離れた行為を行うこと	・学校において行われる教育又は公共職業訓練施設において行われる職業訓練等を受ける行為 ・病院又は診療所において診察又は治療を受ける行為 ・選挙のための投票行為	

(2) 公務災害認定の手続き

公務災害は被災者側から請求しない限り、学校や地方公共団体の側からの補償はありません。被災者本人または遺族が次に示す手順に沿って認定手続きをします。



請求者は公務災害の認定請求書をまず任命権者を經由して基金支部（支部長）に提出しなければなりません。療養補償等の各種補償の請求書の提出についても任命権者を經由する点は同様です。

認定請求書に記載すべき事項は次のとおりです。詳しくは事務室まで問い合わせて下さい。

①職員の氏名、生年月日および職名

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">②所属地方公共団体および所属部局（学校・事務所）名③災害発生の日時および場所④傷病名並びに傷病の部位およびその程⑤災害発生の状況 |
|---|

上記の各事項については、所属部局の長の証明が必要です。なお、請求書には必要な資料を添付しなければなりません。

通勤災害の認定請求の手続き

教職員が通勤途上で受けた災害は、公務災害に認定される場合と通勤災害に認定される場合があります。公務上災害か通勤災害か不明の場合には同時請求することも可能です。

通勤災害の認定請求の手続きは、公務上災害の認定手続きとほぼ同じですが、添付資料としては、公務災害の場合のほかに次のものがが必要です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 通常の通勤経路・所要時間・交通用具を示す資料② 通勤届以外に被災職員が使用していた通勤経路・所要時間・交通用具を示す資料③ 通勤経路における道路の混雑状況を示す資料 |
|--|

通勤途上の災害の場合、第三者の行為によって発生した場合が多く、この点について注意すべき点は公務上で述べたところと同様です。

第三者行為の場合

当該災害が第三者の行為によって発生したものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所、生年月日（わからないときはその旨）を記載した書類（第三者加害報告書等）も必要とされています。

(3) 認定請求にあたっての留意点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害に遇ったら、ただちに校長、組合、同僚に連絡し災害時の状況を正確にメモしておく。ただし診断書の交付も受けておくこと。② 現証明書は仲間、被災の状況を目撃した人に協力を求めて早めに作ること。過労が原因の場合、必要な事実証明書も同 |
|---|

様早めに作ること。

- ③ 分会がその中心となつてとりくみ、むずかしいところは高教組本部と相談し書類を整えること。書類が不十分なまま請求を出し一旦「公務外」認定されてしまうと、これを覆すことは困難である。
- ④ 認定されなかったり、認定に不服があるときには、決定を知った日の翌日から60日以内に基金支部審査会に不服申立てができる。審査会の不服申立てが認められなかった場合には採決の日から30日以内に本部審査会に対して再審査請求の申立てができる。

さらに、再審査請求が認められなかったときは、その認定の取消を求める行政訴訟を裁判所に提訴することができます。

※基金支部審査会が支部の「公務外」認定を取り消した例

高教組組合員が生徒指導による精神的ストレスにより「うつ病」を発症し、自死に至った。基金大分支部は「公務外」と認定。高教組が支援し、遺族が支部審査会に審査請求した結果、「公務外とした認定を取り消す」とする採決が下った。

(2012 年 3 月)